

秋田工場

(1) 処分した廃棄物の各月ごとの種類および数量【規則第12条の7の2第1項イ】

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
汚泥	t／月	436	2, 519	2, 584	2, 349	1, 959	2, 156	1, 499	839	1, 511	3, 033	1, 906	2, 018	22, 808
木くず	t／月													0
紙くず	t／月	130	834	743	723	762	799	696	282	615	1, 010	544	578	7, 716
廃プラ	t／月													0
その他	t／月													0
合計	t／月	565	3, 353	3, 327	3, 072	2, 721	2, 954	2, 195	1, 121	2, 126	4, 043	2, 451	2, 596	30, 524

(2) 燃焼ガス及び排ガス分析の実施状況【規則第12条の7の2第1項口】

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	廃ガス中一酸化炭素濃度
測定位置	炉頂	バグフィルタ入口	スクラバ出口
測定日	連続測定	連続測定	連続測定
測定結果	連続測定	連続測定	連続測定

※ 焼却温度、集じん器入口温度、一酸化炭素濃度については連続測定をしておりますので、詳細情報をお知りになりたい方は事業所にてご覧いただく事が可能です。

(3) 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん除去の実施状況【規則第12条の7の2第1項ハ】

設備(場所)	スクラパー	スクラパー	
除去した日	4月13日	11月18日	

(4) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度(1回/年以上)、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物)(1回/6か月以上)【規則第12条の7の2第1項ニ】

ばい煙 (測定位置: 排気筒側面)	排ガス採取日		4月25日	5月11日	6月2日	7月11日	8月8日	9月12日	10月6日	11月2日	12月15日	1月17日	2月20日	3月1日
	結果の得られた日		4月28日	5月16日	6月7日	7月14日	8月17日	9月15日	10月12日	11月7日	12月20日	1月19日	2月24日	3月6日
	基準値	単位												
硫黄酸化物	57以下	ppm	0.9未満	1.3	0.9未満	1.1	0.9未満	0.87	0.99	0.81	0.8未満	0.8未満	0.8未満	0.8未満
ばいじん	0.04以下	g/Nm3	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
窒素酸化物	106以下	ppm	60	45	51	70	55	53	50	46	51	62	44	53
塩化水素	100以下	mg/Nm3	2.4未満	2.1未満	2.0未満	5.2	2.6未満	2.1未満	2.0未満	2.4未満	2.1未満	2.7未満	2.4未満	2.7未満

[illegible]